

# 国立大学法人東京医科歯科大学 TMDU グローバルフェロー

## 称号付与規則

〔 令和 4 年 3 月 2 日  
規 則 第 3 7 号 〕

### （目的）

第 1 条 この規則は、世界の第一線で活躍し顕著な業績を有する教員又は研究者に TMDU グローバルフェロー（以下「グローバルフェロー」という。）の称号を付与することにより、海外で活躍する人材と本学との連携を強化し、以て本学の教育研究活動の向上を図ることを目的とする。

### （基準）

第 2 条 グローバルフェローの称号は、次の各号の全てに該当する者に付与する。

- (1) 外国の大学又は研究機関等に所属する教員又は研究者
- (2) 部局における教育研究活動に対して助言又は支援等を提供できる者
- (3) 学術上又は教育上の顕著な業績を有する者又は今後期待できる者で、本学のグローバルな教育研究活動の推進に貢献できる者

### （活動）

第 3 条 グローバルフェローは、本学の学生・大学院生・研究者等に対して、講義実施、教育・研究指導、研究セミナー等の活動を継続的に実施する。

### （選考方法）

第 4 条 グローバルフェローの選考は、職務に関連のある部局の教授会等からの推薦に基づき、グローバルフェロー検討委員会の議を経て学長が行う。

- 2 グローバルフェロー検討委員会は、統合教育機構長、統合研究機構長及び統合国際機構長をもって組織する。
- 3 グローバルフェロー検討委員会の庶務は、統合国際機構において処理し、会議の議事進行は、統合国際機構長が務める。
- 4 第 2 項に規定する会議メンバーからの提案があった場合には、必要に応じ、オブザーバーの参加を認めることができる。
- 5 第 2 項に規定する会議メンバーからの提案があった場合には、必要に応じ、グローバルフェロー検討委員会に先立って、事務局及び関連する部局の関係者に対し、関連情報の収集・分析・事前検討を求めることができる。

### （称号）

第 5 条 グローバルフェローの称号は「TMDU グローバルフェロー」とする。

- 2 グローバルフェローの称号は、本学の規則に規定する場合を除き、英語により表記する。
- 3 前項の規定による英語表記は、「TMDU Global Fellow」とする。

### （文書による明示）

第6条 グローバルフェローを称せしめる場合には、別紙様式の文書にその旨を明記して本人に了知させるものとする。

2 グローバルフェローに期待される具体的な活動内容及び条件等については、原則として文書により明記する。

（付与期間）

第7条 グローバルフェローの称号付与の期間は、付与開始年度の翌年度末までを限度とする。ただし、付与期間の更新を妨げない。

（名称付与に係る事務手続）

第8条 グローバルフェローの職務に関連する部局は、原則として、当該グローバルフェロー候補者に対し、期待される業務内容等をあらかじめ説明の上、内諾を取り付けたうえで、統合国際機構に対して名称付与に係る事務を依頼するものとする。

（称号の取消し）

第9条 グローバルフェローの称号を付与されている者が、本学の名誉又は信用を傷つけ、損害等を与えた場合は、グローバルフェロー検討委員会の議を経て、その称号を取り消すことができる。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、グローバルフェローに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



Tokyo Medical and Dental University

Appointment  
as a  
TMDU Global Fellow

Tokyo Medical and Dental University has  
the honor of appointing ●●●  
as a TMDU Global fellow, such status being effective  
from this date until ▲▲▲

---

President, Tokyo Medical and Dental University  
Date: